

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」による「介護保険法」の一部改正により、これまで「介護保険法施行規則」で全国一律に定められていた地域包括支援センターの職員に係る基準等を条例で定めるもの。

2 省令の基準と条例で定める基準の比較

条例で定める内容は、省令で定められている「従うべき基準」については、一部を除き、それぞれの基準に準じ、同内容とし、「参酌すべき基準」についても同内容とする。

省 令	条 例	内 容	基準の種類
第140条の6第2号	第2条	基本方針	参酌
第140条の6第1号	第3条	職員に係る基準及び員数	従う

* 省令：介護保険法施行規則

3 基準設定の考え方

地域包括支援センターの職員に係る基準等を条例で定めるに当たり、省令で定められている基準に基づいて、本市における地域包括支援センターの包括的支援事業の実施状況を検証した結果、省令で定められている基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。